

愛 貴(あいき)

(看護小規模多機能型居宅介護)

重要事項説明書・利用契約書
個人情報利用に関する説明及び同意書

契約締結日 令和 年 月 日

契 約 者 様

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者

事業主体	社会医療法人 敬愛会
代表者	理事長 宮里 善次
所在地	沖縄県沖縄市字登川 610 番地
電話番号	098-939-1300
設立年月日	昭和 55 年 10 月 6 日
併設事業所	敬和医院通所リハビリテーションちばな、居宅介護支援事業所なかがみ 介護付き有料老人ホームなかがみ苑、訪問看護ステーションなかがみ

2 事業所の概要

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 愛貴
管理責任者	佐久田 恵
開設年月日	令和 4 年 2 月 1 日
事業所番号	4790400289
所在地	沖縄県沖縄市字登川 566 番地
電話番号	098-923-1212
敷地概要・面積	2,522.01 m ²
建物概要	鉄骨造 地下 1 階・地上 5 階

3 主な設備

宿泊室	9室(個室 5 室 2人部屋 2 室(内和室 2 室)) 個室8. 12m ²
食堂、居間、訓練室	共用
トイレ	2 箇所(多目的トイレ)
浴室	1 箇所(シャワー2)
台所	1箇所

4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り住み慣れた地域でそのひとらしい生活が送れるよう、介護保険法令に従い自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として通い・訪問・宿泊を柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	1 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせて、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活の支援を行う。 2 事業の実施にあたっては、沖縄市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び 福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365 日 営業時間 24時間
サービス提供時間	通い 9:00～17:00 訪問 適宜 泊まり 17:00～9:00
通常の実施地域	沖縄市
定員	登録定員 29 名
	1日定員 通いサービス 18名以下 宿泊サービス 9名以下

6 職員勤務の体制

(令和8年6月現在)

職種	職務内容	人数
管理者	事業内容の調整 苦情対応	1名
介護支援専門員	サービスの調整 相談業務	1名
看護職員	看護業務 訪問看護	2.5名以上
介護職員	日常生活介護 訪問介護 調理	6名以上

7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、栄養士の作成した献立にもとづいて提供いたします。送迎については、ご自宅と事業所間のサービスを行います。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援を行います。
宿泊サービス		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

9 利用料金

[介護保険の場合]

(1) 保険給付サービス

①所定単位数は、基本報酬（基本サービス＝介護保険単位数）に各種加算減数を加えた総単位数とします。

②通常料金について

要介護度別に応じた定められた金額の1割又は2割、3割のご負担となります。
1ヶ月の定額制となります。

③月の途中で要介護度が変わった場合

要介護度が変わった場合、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。

④月途中で登録、終了された場合

月途中で登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日
終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2) 1月あたりの利用料

① 介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担 (1割負担の場合)	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円

(3) 加算について ※1割負担の場合

加 算 名	加 算 の 内 容	1 割 負 担 の 場 合	算定項目 (令和6年4月時点)
① 初期加算	登録日から起算して 30 日以内の期間。30 日を超える病院・診療所への入院後の利用を再開した場合も同様	1 日につき 30 円	対象者のみ
② 認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を要する認知症の者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	1 月につき 760 円	対象者のみ
③ 認知症加算Ⅳ	要介護 2 の者で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(認知症日常生活自立度Ⅱ)	1 月につき 460 円	対象者のみ
④ 若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して加算。認知症加算を算定している場合は算定しない。	1 月につき 800 円	対象者のみ
⑤ 栄養アセスメント加算	利用者に対して、管理栄養士が多職種と協同して栄養アセスメントを行い利用者や家族に説明。厚生労働省にデータ提出と活用。	1 月につき 50 円	対象者のみ
⑥ 栄養改善加算	低栄養状態またはその恐れのある利用者に対して管理栄養士とともに栄養改善サービスを提供。(食事形態・評価・記録)	1 月に 2 回まで 200 円	算定なし
⑦ 口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合。	1 回につき Ⅰ 20 円 Ⅱ 5 円	対象者のみ
⑧ 口腔機能向上加算	利用者の心身の向上に資する口腔清掃、摂食・嚥下機能訓練を行った場合。	1 月に 2 回まで Ⅰ 150 円 Ⅱ 160 円	対象者のみ
⑨ 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	1 回 600 円 (厚生労働大臣の定める状態は 2 回加算可)	対象者のみ
⑩ 緊急時対応加算	利用者の同意を得て、24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合	1 月につき 774 円	対象者のみ
⑪ 特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1 月につき Ⅰ 500 円 Ⅱ 250 円	対象者のみ
⑫ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,500 円	対象者のみ

⑬ 看護体制強化加算	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	1月につき Ⅰ 3,000円 Ⅱ 2,500円	Ⅰ 算定あり (全員)
⑭ 訪問体制強化加算	居宅における生活を継続するための提供体制を強化した場合。訪問サービスの延べ訪問回数が1月あたり200回以上。	1月につき 1,000円	算定あり (全員)
⑮ 総合マネジメント体制強化加算	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築に対しての加算	1月につき Ⅰ 1,200円	算定あり (全員)
⑯ 褥瘡マネジメント加算	継続的に利用者ごとの褥瘡管理を行った場合。	1月につき Ⅰ 3円 Ⅱ 13円	対象者のみ
⑰ 排せつ支援加算	継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合。	1月につき Ⅰ 10円 Ⅱ 15円 Ⅲ 20円	対象者のみ
⑱ 科学的介護推進体制加算	利用者ごとの日常生活基本動作、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用し介護計画に反映。	1月につき 40円	算定あり (全員)
⑲ サービス提供体制強化加算	従業者毎の研修計画を立て実施。利用者に関する留意事項や従業者の技術指導を目的とした会議を定期開催。従業者(保健師、看護師等を除く)に占める介護福祉士の割合。	1月につき Ⅰ 750円 Ⅱ 640円 Ⅲ 350円	Ⅰ 算定あり (全員)
⑳ 専門管理加算【ロ】	特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合	1月につき 250円	対象者のみ
㉑ 生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保から介護機器を1つ以上導入している	1月につき Ⅰ 100円 Ⅱ 10円	Ⅱ 算定あり (全員)
㉒ 介護職員処遇改善加算	1月あたりのサービス利用料に当加算を加算	Ⅰ 1 16.8% Ⅱ 2 17.7%	Ⅰ 2 算定あり (全員)

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーションに限られます。

※厚生労働省の介護報酬改定、その他通知等により基本料・加算等が変更・追加になる場合がございます。

(4) 短期利用時の料金 (1日あたりの利用料)

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者負担 (1割の場合)	571 円	638 円	706 円	773 円	839 円

① 加算について (1割の場合)

加 算 名	加 算 内 容	1割負担の場合	算定項目 (令和6年4月時点)
① サービス提供体制強化加算	従業者毎の研修計画を立て実施。利用者に関する留意事項や従業者の技術指導を目的とした会議を定期開催。 従業者（保健師、看護師等を除く）に占める介護福祉士の割合。	1日につき Ⅰ 25 円 Ⅱ 21 円 Ⅲ 12 円	I 算定あり (全員)
② 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が利用することが適当と判断した場合に加算	1日につき 200 円 (7日を限度)	対象者のみ
③ 介護職員ベースアップ等支援加算	1月あたりのサービス利用料に当加算を加算	1.7%	算定あり (全員)
④ 介護職員処遇改善加算	1月あたりのサービス利用料に当加算を加算	I 1 16.8% I 2 17.7%	I 2 算定あり (全員)
⑤ 介護職員等特定処遇改善加算	1月あたりのサービス利用料に当加算を加算 (介護職員処遇改善加算を除く)	I 1.5% Ⅱ 1.2%	I 算定あり (全員)

※短期利用時の要件

宿泊室に空きがあり、登録定員が29人に満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。利用者の状態や利用者の家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。
利用の開始にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能です。

※厚生労働大臣が定める疾患

① 末期の悪性腫瘍

② 別に厚生労働大臣が定める疾病等

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊椎小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の方

※訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、ターミナルケア療養費については、医療保険と同様になります。

[保険外サービス利用料]

食 費	朝食 340 円 昼食 640 円 夕食 640 円
お む つ 代	自費
宿 泊 費	1 泊 2,000 円
その他必要な物	自費
レクリエーション、クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 特別な材料代等の実費
医 療 費	診察、薬など自費
ご遺体のケア	11,000 円 (税込)

[利用料の支払い方法]

支 払 日	月末締めの上月 21 日迄に 下記の方法でお支払いください。
口座振替	●口座振替でのお支払いについて● 1. 預金口座振替依頼書へ記入し、手続きが必要です。 (手続き完了までには 1、2 ヶ月かかります) 2. 口座振替日は、毎月 21 日(土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日)です。 3. 口座振替額は、毎月 100 円(税抜)の手数料を足した金額となります。 4. 領収書は口座振替完了後に発行し、翌月の請求書と一緒にお渡しします。 5. 口座振替手続きが完了するまでは、窓口でのお支払いをお願いします。

1 0 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防・災害計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	安里 司
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器 非常放送設備 、監視カメラ（※共有廊下）

1 1 事故、緊急時の対応

- （1） サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。
- （2） 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じます。
- （3） 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2 協力医療機関

敬和医院	098-923-1260
中頭病院	098-939-1300
ちばなクリニック	098-939-1301
中頭歯科診療室	098-938-2030

1 3 苦情及び要望

- （1） 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。
- （2） 苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者 管理者 佐久田 恵 電話 098-923-1212
----------	----------------------------------

行政機関

沖縄市役所 介護保険課	沖縄市仲宗根町 26 番 1 号 電話 098-939-1212
沖縄県国民健康保険団体連合会（国保連）	那覇市西 3-14-18 電話 098-860-9026

1 4 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	管理者 利用者の代表者 利用者家族 自治会役員 沖縄市の担当職員若しくは地域包括支援センターの職員 当該サービスに知見を有する者
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

1 5 秘密の保持

- （1） 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
- （2） 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

1 6 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

1 7 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名を受けた時にのみ、その条件と期間内にのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

1 8 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	・人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 ・成年後見制度の利用支援をします。 ・虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 ・職員は利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
------	--

1 9 利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所 看護小規模多機能型居宅介護 愛貴

所在地 沖縄県沖縄市字登川 5 6 6 番地

説明者 _____

私は、本書面により、事業者からのサービスについての重要事項説明を受けるとともにサービスの開始について同意いたします。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名 _____

住 所 _____

家族代表 氏 名 _____

住 所 _____

利用者との関係 _____

署名代理人 氏 名 _____

住 所 _____

利用者との関係 _____

看護小規模多機能型居宅介護 愛貴 利用契約書

私(被保険者氏名 _____)(以下「契約者」という。)と社会医療法人敬愛会 看護小規模多機能型居宅介護愛貴(以下「事業者」という。)は、契約者が事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1章 総則

第1条 契約の目的

- 1 事業者は、介護保険法等関係法令、健康保険法及びこの契約書に従い利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、心身の機能の維持回復を図り、より健康的で快適な療養生活を営むことができるようサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条 契約期間及び内容変更について

介護保険の場合

- 1 この契約期間は契約締結の日から要介護認定期間の満了日までとします。
- 2 この契約は要介護認定有効期間満了日に変更された場合は、変更後の満了日をもって契約満了とします。
- 3 期間満了日の7日以上前に、契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合、本契約は更に同じ条件で自動的に更新されます。
- 4 事業者は、契約者がサービスを解約し、他の居宅サービスを希望される場合は、速やかに希望される居宅介護支援事業所に連絡する等、必要な援助を行います。
- 5 この契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無についてはサービス提供票のとおりとします。
- 6 契約者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、変更を拒む正当な理由がない限り、サービス内容の変更をします。

第3条 居宅サービス計画及びサービス計画書の決定・変更

- 1 事業者の管理者は、事業所の介護支援専門員に契約者の居宅サービス計画及びサービス計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画書を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及びサービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、又は、契約者及びその家族等から要請変更がある場合、サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及びサービス計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業所に連絡する等必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及びサービス計画を変更した場合は、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条 介護保険給付サービス

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下、「通いサービス」という)、契約者の居宅に訪問して看護、介護等を行うサービス(以下、「訪問サービス」という)及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス

(以下、「宿泊サービス」という)を柔軟に組み合わせ、サービス計画に沿って提供します。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 サービス料金の支払い

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、「介護保険給付費額」という。)の限度において、契約者にかわって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者を支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて計算します。
- 5 前項の他、契約者は、以下の料金を事業者を支払うものとします。
 - 一 食費
 - 二 おむつ代
 - 三 宿泊代
 - 四 その他生活及び特別なレクリエーションに必要な物
 - 五 複写物代
 - 六 看取ケア代
- 6 1～5に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月21日までに口座振替にて支払うものとします。

第6条 利用の中止、変更、追加

- 1 契約者は、利用期日前においてサービス利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに事業者に出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、職員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条 利用料金の変更

- 1 第5条第1項、第2項に定めるサービス利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第8条 事業者及び職員の義務

- 1 事業者及び職員は、サービスの提供にあたっては、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現にサービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取る等必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対するサービスの提供に関する記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代

理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条 守秘義務等

- 1 事業者及び職員は、サービスを提供する上で、知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 損害賠償(事業者の義務違反)

第10条 損害賠償責任

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者及び職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第5章 契約の終了

第13条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合
 - 五 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条 契約者からの中途解約

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、7日以上予告期

間をもって届け出るものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第7条第3項により本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合

第15条 契約者からの契約解除

契約者は、事業者又は従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは職員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは職員が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは職員が故意又は過失により契約者又はその家族等の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は不信行為を行なう等などの重要な事由が認められる場合

第16条 事業者からの契約解除

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者が故意に著しく常識を逸脱する行為をなし、申し入れにも拘わらず改善がなく、サービス提供が困難になった場合(2週間の予告期間あり)
- 三 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払が2か月以上滞納した場合はこの契約を解除する旨の催告を行う。催告後、定められた1か月以上の期間内にその支払いがない場合

四 契約の終了

- ・契約者又は事業者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した時
- ・契約者がサービス以外の居宅系サービスを利用した場合
- ・契約者が介護保険施設へ入所した場合
- ・契約者が死亡した場合
- ・契約者の要介護状態区分が自立もしくは要支援状態と認定された場合
- ・契約者が事業者の営業上実施地域外へ転出した場合

第17条 清算

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月 15 日までに清算するものとします。

第6章 その他

第18条 苦情および要望

契約者又は契約者の家族は、提供されたサービスに関する苦情や要望がある場合、苦情・要望を受け付ける窓口に対し申し出、事業者は担当者を定め適正に対応するものとします。

第19条 契約内容の履行と契約外事項について

- 1 契約者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、契約者及び事業者の協議によって定めます。

第20条 合意裁判管轄について

契約者及び事業者は、この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する第一審管轄裁判所とすることとします。

契約締結日 令和 年 月 日

続柄：

個人情報の使用取扱いについて

看護小規模多機能型居宅介護愛貴の従事者は、看護小規模多機能型居宅介護の提供、ケアプランの作成をするうえで、利用者またはその家族の個人情報を取扱うことがあります。
業務上知り得た利用者または家族の個人情報を、正当な理由なく、関係者以外にもらすことはありません。

個人情報の範囲
介護保険認定情報
利用者の心身状況
医療情報

家族の介護状況
経済状況・住宅架橋
その他の必要な情報 等

☐ サービス提供事業者との連携
サービス提供事業者との情報交換
サービス担当者会議
サービス提供事業者会議

☐ ケアマネジメントの質向上
事業所内支援経過報告
事業所内事例検討会

☐ 医療機関との連携
医師の指示確認
入院時情報提供連携
退院・退所時情報収集連携

☐ 保険者指導
サービス適正化相談
カルテ提出点検指導
実地指導

☐ 地域包括支援センターとの連携
地域ケア会議
自立支援会議
虐待防止相談

☐ その他関連機関との連携
社会福祉協議会
福祉保健所

☐ 研修・実習生受入れ＜可 ・ 否＞
事業所内実習
同行訪問実習

☐ 外部評価
介護サービス情報公表
看多機運営推進会議

☐ その他
看多機新聞・ポスター・パンフレット等にて、
利用者の写真を使用 ＜可 ・ 否＞

令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護 愛貴 説明者： _____

私は個人情報の使用取扱いについて説明を受け、その内容に同意致します。

利用者（自署）： _____

家族の代表（自署）： _____（続柄： _____）